

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年5月31日付けで行った保護変更年月日を同年4月1日とする保護変更決定処分（以下「本件変更処分1」という。）及び同年5月31日付けで行った保護変更年月日を同年同月1日とする保護変更決定処分（以下「本件変更処分2」といい、本件変更処分1と併せて「本件各変更処分」という。）について、それぞれその取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

「意味不明」及び、「魑魅魍魎」の為

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 4月18日	諮問
平成30年 6月14日	審議（第22回第1部会）
平成30年 7月17日	審議（第23回第1部会）
平成30年 8月20日	審議（第24回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令及び関連規程

(1) 法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、3号に「住宅扶助」を掲げ、法14条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住宅扶助を行うことを定めるとともに、住宅扶助の範囲に「住居」（1号）を規定している。

法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速

やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。

(2) 関連規程

ア 保護基準

法 8 条 1 項の規定に基づく法的拘束力ある定めである保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）においては、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている各種の扶助ごとに基準が定められており、このうち、別表第 3 の住宅扶助基準では、家賃、間代、地代等の額の基準額（別表第 3・1。以下「基準額」という。）が、また、基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額（別表第 3・2）とする旨が定められている。

イ 局長通知

地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 7・4・(1)・アによれば、保護基準別表第 3・1（基準額）の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家又は借間であつて家賃、間代等を必要とする場合等に認定するとされている。

また、同ウによれば、被保護者が真に必要やむを得ない事情

により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につきそれぞれ1か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえないとされている。

ウ 生活保護問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）によれば、住宅扶助は、具体的には、日々の生活の場としての家屋の家賃、間代、地代等を保障するもの（第7・3）で、生活保護でいう居住地とは、「生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう」（第2・(1)柱書）とされている。

そして、上記ウの内容は、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

(3) 東京都営住宅条例について

東京都営住宅条例11条5項によれば、一般都営住宅の使用を許可された者は、許可の日から15日以内に一般都営住宅の使用を開始しなければならないとされている。そして、同条例13条によれば、使用料は、一般都営住宅の使用許可の日からこれを徴収するとされ（1項）、当該使用許可の日の属する月における使用期間が一月に満たないときの使用料の額は、日割計算によるとされている（4項）。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

- (1) 請求人は、転居先住宅の平成29年4月分使用料の領収証書を添付して、「アパート転宅のための一時金支給を申請します。」と記載された平成29年4月1日付け一時金支給申請書を、処分

庁に提出（処分庁は同年5月8日收受）しており、処分庁に対して、同年4月1日付けで宿泊所から転居先住宅に転居したことを届け出たものと解せなくもないところ、同年5月8日以降、そのことを確認しようとした担当者からの連絡要請に応じず、指定日に担当者が宿泊所及び転居先住宅を訪問した際も不在であり、同年4月1日以降の自らの居所を処分庁に明らかにしていない。

しかしながら、請求人から処分庁に対して提出された書類等から、同人の平成29年4月1日以降の居住地又は現在地を検討すると、以下の各事実が認められる。

ア 宿泊所の利用状況

平成29年4月6日、請求人が宿泊所に入所中であることは、宿泊所の施設長により確認されている。また、同年5月17日、担当者が宿泊所を訪問した際、請求人は不在であったが、部屋の中には被服が多数残っていたことが確認されている。

なお、請求人は、宿泊所の同年4月分及び5月分家賃を支払っており、宿泊所を退所したのは平成29年5月31日である。

イ 転居先住宅の入居状況

(ア) 請求人が処分庁宛てに提出した転居先住宅の平成29年4月分使用料の領収証書によれば、同住宅の使用料は17,400円と記載されており、同住宅の1か月分の使用料が徴収され、支払われていることが認められる。

東京都営住宅条例によれば、使用料は、一般都営住宅の使用許可の日から徴収するとし、また、当該使用許可の日の属する月における使用期間が一月に満たないときの使用料の額は、日割計算によるとされているところ（1・(3)）、同月分の使用料が1か月分であることからすれば、請求人は、平成29年4月1日（あるいは同日以前の日）に転居先住宅の使

用許可を受けていたものと認められる。

(イ) また、東京都営住宅条例によれば、一般都営住宅の使用を許可された者は、許可の日から15日以内に当該住宅の使用を開始しなければならないとされているところ（1・3）、請求人は、平成29年4月8日に転居先住宅に設置する網戸を注文し、冷蔵庫及び洗濯機等の転居先住宅への配送日を同月16日としていることから、平成29年4月中旬には、転居先住宅の使用を開始したものと推認される。

(ウ) そして、平成29年5月25日、担当者は、請求人が同年4月1日から転居先住宅の使用を開始していることを、同住宅の管理運営を行っている東京都住宅供給公社に確認していることが認められる。

(2) 本件変更処分1について

上記(1)によれば、請求人は、処分庁への届出上、平成29年5月末まで宿泊所を現在地としたまま、同年4月1日には転居先住宅の使用許可を受け、同月中旬には同住宅に転居していたことが認められる。

なお、請求人は、上記転居に関して、保護の実施機関である処分庁に対してその詳細を明らかにしておらず、処分庁への届出義務において問題があったことは否定できない。

他方、請求人には、転居先住宅への転居に際し、東京都営住宅条例の規定に従い各種手続を行う必要があり、これに加えて、宿泊所と転居先住宅との設備の相違により家具什器等を一部補填しなければならなかったなど、転居の日が使用許可の日の数日後となることについて一定の事情があったともいえる。

そして、請求人は、宿泊所及び転居先住宅に係る平成29年4月分のそれぞれ1か月分の家賃・使用料を、同月中に支払っていることが認められる。

そうすると、処分庁が、こうした事情を考慮して、請求人の平

成 29 年 4 月分の住宅費を、70,400 円（宿泊所 53,000 円 + 転居先住宅 17,400 円）と認定したこと（本件変更処分 1）について、上記 1 の法令等に照らし、不合理であるとまでは認められない。

したがって、本件変更処分 1 について、違法・不当であるということはできない。

(3) 本件変更処分 2 について

上記(1)のとおり、請求人は、平成 29 年 4 月中旬には転居先住宅の使用を開始したものと認められるところ、同年 5 月においても、宿泊所を利用していたことが認められており、また、宿泊所及び転居先住宅に係る平成 29 年 5 月分のそれぞれ 1 か月分の家賃・使用料を、同月中に支払っていることが認められる。

しかしながら、法令等の定め上、被保護者に対して、転居した月の翌月においても、転居前及び転居後の住居にかかる 1 か月分の家賃の額を認定することができる旨の規定は見当たらず、しかも、請求人が平成 29 年 5 月においても宿泊所と転居先住宅の両住宅を使用しなければならない特段の事情は窺えない。

そうすると、処分庁が、請求人の平成 29 年 5 月分の住宅費を、17,400 円（転居先住宅の使用料のみ）と認定したこと（本件変更処分 2）について、不合理な点はなく、本件変更処分 2 について、違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各変更処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹